

防衛省組織令等の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第一条関係）	．．．．．	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）	．．．．．	5
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第三条関係）	．．．．．	6

改 正 案	現 行
（参事官） 第十条の四 大臣官房に、参事官六人を置く。 （削る） 2 （略） （整備計画局に置く課等） 第二十六条 整備計画局に、次の三課並びに建設制度官一人、施設整備官一人及び施設設計画官一人を置く。 防衛計画課 サイバー整備課 施設計画課 （サイバー整備課の所掌事務） 第二十八条 サイバー整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 防衛省の情報システムの整備及び管理に関すること（建設制度官の所掌に属するものを除く。）。	（米軍再編調整官及び参事官） 第十条の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官七人を置く。 2 米軍再編調整官は、命を受けて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「在日米軍」という。）の再編の実施に関する重要事項で防衛省の所掌に係るものについての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。 3 （略） （整備計画局に置く課等） 第二十六条 整備計画局に、次の三課並びに施設整備官一人、提供施設設計画官一人及び施設技術管理官一人を置く。 防衛計画課 サイバー整備課 施設計画課 （サイバー整備課の所掌事務） 第二十八条 サイバー整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 （略） 二 防衛省の情報システムの整備及び管理に関すること（施設計画課の所掌に属するものを除く。）。

三〇五 (略)

(施設計画課の所掌事務)

第二十九条 施設計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の施設の取得に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること（施設整備官の所掌に属するものを除く。）。

二 (略)

- 三 建設工事の計画の承認に関すること（施設整備官及び提供施設計画官の所掌に属するものを除く。）。

(削る)

(削る)

(建設制度官の職務)

第三十条 建設制度官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

- 二 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること（施設整備官の所掌に属するものを除く。）。

- 三 建設工事の実施に関する制度に関すること。

(施設整備官の職務)

第三十一条 施設整備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

- 四 自衛隊の施設の取得及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事務に係る建設技術に関すること

三〇五 (略)

(施設計画課の所掌事務)

第二十九条 施設計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の施設の取得に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関すること。

二 (略)

- 三 建設工事の計画の承認に関すること。

- 四 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること。

- 五 建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

(新設)

(施設整備官の職務)

第三十条 施設整備官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

(新設)

。

五 (略)

六 建設工事の計画の承認に関する事務に係る建設技術に関すること（提供施設計画官の所掌に属するものを除く。）。

七 建設工事に関する技術基準及び積算基準の設定に関すること。

八 建設工事の入札及び契約の適正化に関する事務に係る建設技術に関すること。

九 自衛隊の施設の建設工事の実施に関すること（建設制度官の所掌に属するものを除く。）。

十 防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。

十一・十二 (略)

（提供施設計画官の職務）

第三十二条 提供施設計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 建設工事の計画の承認に関する事務に係る建設技術に関する調整に関すること（駐留軍の使用に供する施設及び区域に係るものに限る。）。

三 駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事の実施に関すること（建設制度官の所掌に属するものを除く。）。

（削る）

四 (略)

（新設）

（新設）

（新設）

五 自衛隊の施設の建設工事の実施に関すること（施設技術管理官の所掌に属するものを除く。）。

（新設）

六・七 (略)

（提供施設計画官の職務）

第三十一条 提供施設計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事の実施に関すること（施設技術管理官の所掌に属するものを除く。）。

三 第七条第十号に掲げる事務に係る建設技術に関する事務に関すること（駐留軍の使用に供する施設及び区域に係るものに限る。）。

（施設技術管理官の職務）

第三十二条 施設技術管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第七条第八号、第十号及び第十一号に掲げる事務に係る建

(在日米軍協力課の所掌事務)

第四十七条 在日米軍協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（次号において「在日米軍」という。）に関する事項で地方協力局の所掌に係るものについての企画及び立案に関すること。

二〇十八 (略)

設技術に関すること（提供施設計画官の所掌に属するものを除く。）。

- 二 建設工事に関する技術基準及び積算基準に関すること。

- 三 防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に関すること。

(在日米軍協力課の所掌事務)

第四十七条 在日米軍協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 在日米軍に関する事項で地方協力局の所掌に係るものについての企画及び立案に関すること。

二〇十八 (略)

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（課長の官職に準ずる官職） 第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。 （削る） 一・二 （略） 三 建設制度官 四・五 （略） （削る） 六・三十一 （略）	（課長の官職に準ずる官職） 第五十一条の六 法第三十条の二第一項第七号に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。 一 米軍再編調整官 二・三 （略） （新設） 四・五 （略） 六 施設技術管理官 七・三十二 （略）

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第三条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第三（第八条の三関係）			別表第三（第八条の三関係）		
本省内部部局	組織の区分	官 職	本省内部部局	組織の区分	官 職
	種 別	種 別		種 別	種 別
	官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・ 情報化審議官 審議官 （削る） 参事官 課長 訟務管理官 建設制度官 施設整備官 提供施設計画官	一 種		官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・ 情報化審議官 審議官 米軍再編調整官 参事官 課長 訟務管理官 （新設） 施設整備官 提供施設計画官	一 種

備考 (略)	(略)	
	(略)	(削る) 服務管理官 衛生官
	(略)	

備考 (略)	(略)	
	(略)	施設技術管理官 服務管理官 衛生官
	(略)	